

(3) 通級による指導（障害別・児童生徒数）

管内	学校別 種別 内容	小 学 校					中 学 校					計	
		弱 視	難 聴	病 弱 虚 弱	言 語 障 害	情 緒 障 害	小 計	弱 視	難 聴	病 弱 虚 弱	言 語 障 害		情 緒 障 害
北 京 県	学 校 数				2		2						2
	教 室 数				5		5						5
	児 童 生 徒 数				51		51						51
中 京 県	学 校 数		1		1		1						1
	教 室 数		1		1		2						2
	児 童 生 徒 数		4		4		8						8
南 京 県	学 校 数												
	教 室 数												
	児 童 生 徒 数												
会 津 県	学 校 数												
	教 室 数												
	児 童 生 徒 数												
南 会 津 県	学 校 数												
	教 室 数												
	児 童 生 徒 数												
相 双 県	学 校 数				1		1						1
	教 室 数				2		2						2
	児 童 生 徒 数				18		18						18
い わ き 県	学 校 数				1		1		1			1	2
	教 室 数				3		3		1			1	4
	児 童 生 徒 数				33		33		2			2	35
計	学 校 数		1		5		5		1			1	6
	教 室 数		1		11		12		1			1	13
	児 童 生 徒 数		4		106		110		2			2	112

(4) 訪問教育対象児童生徒数及び担当教員数

	61	62	63	元	2	3	4	5	6
対 象 児 童 生 徒 数	139	114	103	109	112	104	92	94	77
担 当 教 員 数	40	33	32	34	37	41	41	35	33

(5) 心身の障害による就学義務の猶予・免除者数の推移

	61	62	63	元	2	3	4	5	6
猶 予 者 数	6	3	3	5	6	10	8	4	4
免 除 者 数	6	7	5	5	5	5	5	4	2

3 教職員人事・任用

(1) 盲・聾・養護学校の人事については、指導内容や指導法等の特殊性・専門性に鑑み、経験豊かな有為な人材を確保し、教職員組織の強化と教育活動の充実を図ることに努めた。

そのため、小・中・高等学校との積極的な交流を行うとともに、昭和57年度より実施している特殊教育関係教職員の採用事務の一元化を推進し、専門性を有する教員の適正な配置と教育効果の向上に努めた。

(2) 人事異動の概要については、第5章義務教育及び第6章高等学校教育の中の教職員人事・任用の項を参照のこと。

※ 全就学義務の猶予・免除者のうち、心身に障害を有するために猶予・免除となった者の数。